

靜嘉堂文庫所藏古鈔無注本『文選』卷十殘卷敘錄

芳村弘道

ここに資料紹介を行うのは、靜嘉堂文庫に所藏される日本舊鈔本『文選』卷十の殘卷である。識語などの記載がなく、書寫年代・書寫者はともに詳かでない。卷子本二軸。各軸、金色絹表紙、題簽に「古寫文選前（或後）」（墨筆）とある。烏絲欄、字面高さ二一・六糎、界幅三・二糎。毎行十四字、白文無注。朱筆にて句點・ヲコト點・音訓合符、墨筆（正文よりも墨色が淡い）にて附訓および音義注・反切・校語・諸注の節録を行間や眉上に加える。

この殘卷は、かつて明治時代の書誌學者、島田翰の『古文舊書考』卷一（舊鈔本考）の末條に「文選二卷 殘卷子本」として著録されたものである。『古文舊書考』該條末に、

井翁所舊藏、今既歸於海東松方伯插架。

井翁（竹添光鴻、號井井（一八四二〜一九二七）。島田翰の師、『左氏會箋』等の著書で名高い）の舊藏する所にして、今既に海東の松方伯（松方正義（一八三五〜一九二四））の插架に歸す。

とある。『靜嘉堂文庫宋元版圖錄 解題篇』（一九九二年四月、汲古書院）によれば、竹添井井舊藏書漢籍五三三部は、一旦、松方侯爵家に收藏され、明治四十年に松方家から譲られ靜嘉堂文庫に入藏されたという。本鈔本もそのうちの一つであろう。「島田翰／讀書記」（白文長方印）、「松方

／文庫」（朱文方印）、「靜嘉堂珍藏」（朱文長方印）の諸印記をもつ。

この殘卷は、惜しいことに卷首に缺佚を見るが、卷尾は完好にして、尾題「文選卷十」の一行を有する。宋玉「高唐賦」（「當年遨遊云々」から殘存）より沈約「別范安成」詩まで、凡て詩賦三十二篇題、作品數三十九首を存する。改装の際に、「登徒子好色賦」の「女出桑。此郊之姝、華色含光、體美容」の行から「洛神賦」の「忽焉思散。俯則未察、仰以殊觀。觀一」の行までの前後に錯簡を生じている。すなわち「登徒子好色賦」の第六行「好色、臣無有也。王曰、子不好色、亦有」の後に、「洛神賦」の「麗人于巖之畔。爾迺援御者而告之」から「玉顏。含辭未吐、氣若幽蘭。華容婀娜」までの四十行が竄入しており、「登徒子好色賦」の「說乎。有說則止、無說則退。玉曰、天下」から「時向春之末、迎夏之陽。鶉鷓啾々群」までの二十行が、「洛神賦」の終わりから第十八行目の「令我忘餐。於是屏翳收風、川后靜波」の行の前に誤って貼り繼がれている。尾題に「文選卷十」とあることと編次から見て、所據の底本は三十卷本であることは疑いない。

行間・上層には多くの書き入れがあり、李善注や五臣注の引用以外に、間ま公孫羅の「文選音決」の引用を見るが、その他の注は存在しない。九條家舊藏本『文選』卷十の影片と對照すると、正文および書き入れられた注は、おおよそ一致している。ここには、その例をすべて列記することは避け、注目すべき二、三の例を挙げ、いささか按語を加えておこ

1. 宋玉「高唐賦」末句「千萬歲」

諸本同じ。「千」字の左下には、靜嘉堂本と九條本いずれも「秋イナ（イ本有の略記）ま无（摺本すなわち宋刊本には無の略記）」という注がある。「高唐賦」の末四句は、五臣注本では七言二句の「九竅通鬱精神察、延年益壽千萬歲」に作る。尤刻李善注本は「九竅通鬱、精神察滯。延年益壽、千萬歲」に作り、四言三句、三言一句という節奏の調和を缺く構成になっている。これを靜嘉堂本と九條本に示す「イ本」に従い「千秋萬歲」とするならば、李善本は、四言四句となって、音律がはなはだ諧う。なお、「九竅通鬱、精神察滯」句の「滯」字左下に、靜嘉堂本は「五无」とあつて五臣注本が「九竅通鬱精神察」に作ることを示す校語を加える（九條本は「九竅通鬱精神察」に作り、「察」字左下に「滯五无」との校語がある）。

2. 曹植「上責躬應詔詩表」

篇題上欄に「決作上責躬詩一首并序」という校語がある。九條本同じ。「決」とは『文選音決』の簡稱である。『文選音決』は、その名のおり音注を主とするが、時には撰者の簡歴や文字の異同を注することもある。狩野充徳氏『文選音決の研究』（二〇〇〇年二月、溪水社）がこのことを詳論しているが、ただし『音決』本の篇題の相異については論及されていない。狩野氏の『文選音決の研究』は、『文選集注』に基づくのみであり、本鈔本や九條本などの『集注』以外の古鈔本を用いないのを遺憾とする。

3. 曹植「責躬詩」の「知足免戾」句の「知」字

靜嘉堂本は「如」字に作る。九條本同じ。諸本は「知」に作る。劉良注には、「知足立功、以免罪也」とある。靜嘉堂本と九條本のよ

うに此句が「知足免戾」であつたならば、劉良注の解釋ができない。靜嘉堂本・九條本が「知」を「如」に作るのは、字形が近いことから生じた誤りであるとせねばならない。こうした兩本に共通する形譌の例は、また范曄「樂游應詔詩」の「原薄信平蔚」句にも見られる。すなわち靜嘉堂本・九條本は「原」を誤つて「厚」に作る。これも明らかな誤字である。以上の二例は、いずれも偶然に同様の書き誤りを犯したと見なすことも可能ではあるが、また所據の底本がすでに誤つており、兩本はそれを踏襲したに過ぎなかつたと考えることもできよう。

靜嘉堂本と九條本とは共通するところが極めて多い。これは兩本の底本が同一の來源をもつことを物語る。しかし、兩本は完全に一致するものではなく、正文にも異同を有するところがある。たとえば曹植「上責躬應詔詩表」の「抱釁歸藩」の「藩」字に、靜嘉堂本は「一本作蕃」という校語があるのに對して、九條本は「蕃」に作り校語を加えない。丘遲「侍宴樂游苑送徐州應詔詩」詩の題「送」字の下に、九條本には「張」字があり、校語に「五无（五臣注本に張字が無いとの意味）」という。靜嘉堂本は「張」字のない五臣注本の詩題に從つたので、九條本と違いを見せている。また靜嘉堂本に書き入れられた注は、九條本より多くはないが、靜嘉堂本にあつて、九條本にはない部分もある。たとえば曹植「洛神賦」の題下に、靜嘉堂本は「善曰、漢書音義如淳曰、宓妃宓羲之女、溺洛水爲神」という注があるが、九條本は李善注を引かず、李周翰注を引用している。東晉「補亡詩」序の「孝子相戒以養也」句の末に、靜嘉堂本は「向日、南方、養萬物方」という注を見るが、これは九條本にならぬ。以上の諸例によれば、靜嘉堂本と九條本とは同一系統に屬するテキストと見なすことが可能であるが、それぞれに正文を校訂し、李善注や

五臣注を抄録していることが分かる。

既述のごとく静嘉堂本と九條本は李善注と五臣注を引用する以外に、『文選音決』も引用している。兩本に引く『音決』は完全に一致しており、すべて二十四條を見る。阿部隆一氏の「東山御文庫尊藏（九條家舊藏）舊鈔本文選について」（一九九三年一月、汲古書院『阿部隆一遺稿集』第一卷 宋元版篇）は、「善注・五臣注は恐らく單行の本によったと思われるが、集注所載の諸注は單行によったか、或は集注によったか詳らかでないが、恐らく後者と思われ、云々」と述べている。静嘉堂本引用の『音決』もどうやら『文選集注』に淵源していよう。ただし九條本の他の卷には『文選鈔』、『陸善經注』等が引用されているが、卷十にはそれらが見られない。これは静嘉堂本も同様である。

今、尤袤刻李善注本・陳八郎刻五臣注本・四部叢刊影六臣注本および奎章閣藏六家注本と静嘉堂本とを對校すると、李善本に同じであったり、五臣本に同じであったりしているが、また全く異なるところもある。島田翰は「其所載本文則鑿鑿與李善本符。是其爲李善所原之藍帙也（其の載する所の本文は則ち鑿鑿として李善本と符す。是れ其の李善原づく所の藍帙と爲すなり）」というが、この考え方は正しくない。静嘉堂本は李善が依據した底本に基づくというよりも、むしろ原編三十卷本の流れを汲むと見なすべきであろう。李善本あるいは五臣本と同一箇所は、別稿の「校記」（二〇〇六年十二月、中國藝文研究會「學林」第四十四號）に詳しく示したので、以下には異文を指摘しておく。

1. 宋玉「神女賦」の「玉」「王」兩字の異同

「其夜玉寢」・「玉異之」・「玉對曰、晡夕之後」の各「玉」字は、尤本・陳本・叢刊本および奎章閣本はみな「王」に作る（「玉曰、茂矣」の「玉」は、尤本は「玉」に作り、陳本・叢刊本および奎章閣本は「王」

に作る）。また「明日以白王。王曰、其夢若何」・「王曰、狀如何也」

の三箇所「王」字は、尤本・陳本・叢刊本および奎章閣本はみな「玉」字に作るが、静嘉堂本は「王」に作る（九條本も同じ）。したがって静嘉堂本では、夢に神女と遭つたのは通行の各本のごとく楚の襄王ではなく、宋玉となるのである。島田翰は「今觀此本所存神女賦、王與玉正與今本相反。蓋夢之者宋玉、問之者即襄王也。文義於是始歸於正矣。校勘之不可忽、而古文舊書之不可不貴如此（今、此の本存する所の神女賦を觀るに、王と玉とは正に今本と相反す。蓋し之を夢みる者は宋玉にして、之を問ふ者は即ち襄王なり。文義、是に於いて始めて正に歸す。校勘の忽せにす可からざること、古文舊書の貴はざる可からざること此くの如し）」という。早く宋の沈括『夢溪筆談』（補筆談卷一）や姚寬『西溪叢語』（卷上）が神女と出會つたのは宋玉とすべきであると主張して以來、この説を支持する學者が多い。しかし、黃侃『文選平點』（一九八五年七月、上海古籍出版社）のごとく、これを斥けて襄王とすべきであるとの見解をとるものもある（復旦大學の楊明氏「與神女遇者是襄王還是宋玉——關於《文選神女賦》的異文」（二〇〇五年五月、第六屆文選學國際學術研討會における論文）も襄王説を是とし、それを六朝・唐代の典故例から考證する）。静嘉堂本は、『文選』舊編本系統に屬する古鈔本であるだけに、この問題を考察する上に意義深い資料を提供するといえる。

2. 尤本顏延之「皇太子釋奠會作」詩「尚席函杖、丞疑奉帙」の「杖」「丞」

静嘉堂本は「丈」「丞」に作る（九條本同じ）。叢刊本は「杖」「丞」に作り、「五臣作文承」との校注を見る。陳本は「杖承」に作る。奎章閣本は「丈承」に作り「善本作杖丞字」と注する。思うに、陳本が「杖」字にするのは、李善本の文字に従って、元來の五臣本の文

字を亂す誤りを犯していよう。

『文選』三十巻本の舊態と『文選音決』を考えるうえで、靜嘉堂所藏の古鈔本は文献的價值が高い。ただし、この本に譌脱が少なくないことは、はなはだ惜まれる。往年、島田翰が『古文舊書考』卷一でこの古鈔本を紹介して後、本卷に論及する學者は極めて稀で、『九條本 文選古訓集』（一九八三年二月、風間書房）の撰者中村宗彦氏などに至っては「所在を失する」（「解説」頁一二）というありさまである。そこで以上、本卷の存在を明らかにするとともに、内容の一端を紹介した次第である。

附記

本殘卷の閲覽と覆寫に格別の御高配を忝なくした靜嘉堂文庫關係諸氏に深甚の謝意を申しあげる。なお、小文は、二〇〇五年五月、中國河南省新鄉市の河南科技學院で開催された第六屆文選學國際學術研討會に清水凱夫先生と參加した際の發表原稿に修補を加えたものである。

（本學文學部教授）